

1. 趣 旨

財団法人安田奨学財団（以下本財団という。）は、私費による外国人留学生のうち、スポーツ学又はスポーツに係る学部・学科に学ぶ大学生（以下 A 区分という。）及び、学部に係らずスポーツ技能の向上に励み日々鍛錬している大学生（以下 B 区分という。）に対し、奨学金を給与することにより、有為な人材を育成することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、帰国その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認められません。
(但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。)

3. 奨学生の応募資格

＜A区分＞

- (1) スポーツ学又はスポーツに係る学部・学科に学ぶ者
- (2) 大学推薦を受けられる者
- (3) 上記の条件を満たす新生

＜B区分＞

- (1) 専攻する学部・学科に拘らずスポーツ技能の向上に励み日々鍛錬している者で、大学公認の運動部に所属し真摯な取組み姿勢が感じられ、今後の成果が期待出来る者
- (2) 大学推薦を受けられる者
- (3) 上記の条件を満たす新生および在学中の1年生・2年生・3年生

4. 採用人数

5名

5. 給与金額と方法

- (1) 給与金額
月額 10万円（年額 120万円）
- (2) 給与期間
奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとします。
- (3) 給与方法
奨学金は原則として、7月、10月、1月及び4月に各3ヶ月分まとめて直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学のとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は性行*1が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実*2があったとき。
- (8) 在学で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。
- (10) 明らかな怠慢が見て取れた場合、怪我・故障等により、競技継続が不可能となったとき。
- (11) 競技種目の変更があったとき。
- (12) 留学等、日本国外に長期にわたって在住することになったとき。

*1 性行が不良となったときとは、出席状況が不芳となったときを含みます。

出席状況が不芳の場合は、支給金額減額又は支給停止となることがあります。

*2 適当でない事実とは、法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為をさします。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は5月に前年度の成績証明書（1年生除く）を、11月に生活状況報告書（別途所定用紙送付）を理事長宛に提出しなければなりません。
- (2) 大学のご担当の方には、お手数ですが毎月本人に財団所定の出席確認表に書名をさせ、支給月（7月、10月、1月、及び4月）の10日までに財団事務局宛にファックス送信をお願い致します。
- (3) 本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅延なく提出しなければなりません。
- (4) 毎年行われる面談に出席の義務があります。
- (5) 本財団の行事が催行される場合は、出席の義務があります。

8. 手続

- (1) 提出書類
 - ① 申込書（奨学金希望者記入） ※本財団所定用紙
 - ② スポーツについての夢や希望 ※本財団所定用紙
 - ③ 推薦書（大学担当部署記入） ※本財団所定用紙
 - ④ アンケート（本財団所定用紙）
- (2) 提出方法
大学担当部署（留学生課等）が、本人より申込書（奨学金希望者記入）の提出を受けて、大学担当部署による推薦書と一緒に郵送してください。
- (3) 提出期限
平成23年4月15日（財団必着）
- (4) 提出先
〒153-0042
東京都目黒区青葉台2-19-10
財団法人安田奨学財団 事務局

9. 選考および決定

- (1) 応募締め切り後、4月末～5月初旬頃に面接を実施致します。
面接日程は大学を通じてご連絡致します。
- (2) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事長が行い、その結果を5月17日までに大学へ通知します。
- (3) 選考の経過及び判定の理由は公表致しません。

お願い

受給資格を満たす複数の学生がおられる場合は、複数名ご推薦下さい。
しかし乍ら、採用人数に限りがあり、選考委員会の選考を経て決定
されますので、場合によりご期待に添えない場合もありますが
ご容赦願います。

問合せ先

財団法人安田奨学財団 事務局 馬場・小原（おはら）

TEL：03-5725-7300

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 2-19-10